

いじめ重大事態調査結果報告書

第1章 調査の概要

1 対象児童（学年は令和4年度）

久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下A）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下B）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下C）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下D）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下E）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下F）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下G）
久喜市立	小学校	第	学年	組	児（以下H）

2 欠席期間・対象児童（A）の状況

令和5年1月27日（金）から3月24日（金）欠席38日。3月24日（金）出席。
令和5年4月10日（月）から7月20日（金）欠席8日。
令和5年8月28日（月）から12月22日（金）欠席11日。
令和6年1月9日（火）から1月12日（金）欠席0日。

3 調査期間

本調査は令和5年3月27日（月）～令和6年1月12日（金）まで行われた。

【調査委員会開催日時】

- 第1回 令和5年3月27日（月） いじめ認定についての検討を行った。
- 第2回 令和5年5月15日（月） 学校の対応についての検討を行った。
- 第3回 令和5年8月28日（月） 考察と提言についての検討を行った。

4 調査組織及び構成員

調査組織については、いじめ防止対策推進法第22条に基づく学校の組織であるいじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」に、外部専門家を加え調査組織を構成した。外部専門家として、本調査の公平性・中立性を確保するため、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者である、久喜市いじめ問題調査委員会の委員を教育委員会が派遣し、いじめ問題調査委員会の委員とした。

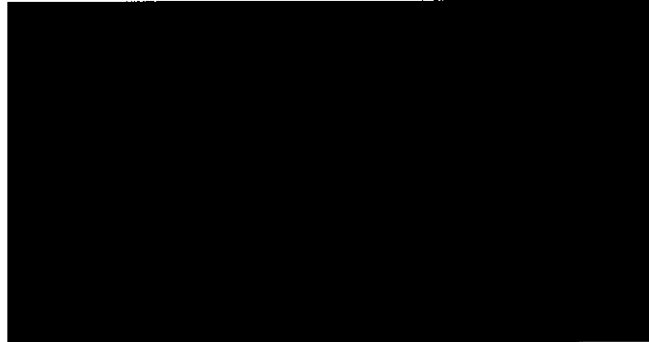
(1) 久喜市立 小学校 いじめ問題調査委員会

- 委員長 関根 佐平（久喜・幸手地区保護司会代表）
- 副委員長 大月 浩史（久喜市心理専門員）
- 委員 高木 学（久喜市医師会代表 たかぎクリニック）
- 委員 栗田 和美（埼玉県弁護士会代表 栗田法律事務所）
- 委員 森下 直樹（久喜市校長会代表）

(2) 久喜市立 小学校 生徒指導委員会委員

- 久喜市立 小学校長
- 久喜市立 小学校前校長
- 久喜市立 小学校教頭
- 久喜市立 小学校教諭
- 久喜市立 小学校教諭
- 久喜市立 小学校教諭

久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校教諭
久喜市立 小学校養護教諭



(3) 教育委員会事務局

久喜市教育委員会前指導課主幹 志村 圭介
久喜市教育委員会指導課主幹 富山 めぐみ
久喜市教育委員会指導課指導係長 野口 勝義
久喜市教育委員会指導課指導主事 熊倉 潤

5 調査の方法

本調査は「本校で行われた調査」と「調査委員が直接行った調査」を情報として整理し、調査委員によって分析と考察を行った。以下に調査した内容をまとめる。

- ①本事案に関する記録の精査（本校調査）
- ②関係児童への聞き取り（本校調査）
- ③児童のアンケート調査及び保護者対象いじめアンケート調査の精査（本校調査）
- ④本校教職員への聞き取り（本校調査・調査委員調査）
- ⑤被害児童の保護者からの聞き取り（本校調査・調査委員調査）
- ⑥久喜市教育委員会指導課職員への聞き取り（調査委員調査）

第2章 調査委員による分析、助言

1 調査の目的

(1) 調査の目的に関する分析（2号重大事態について）

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条に示されており、本調査では、いじめをこのように定義している。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本調査は「いじめ防止対策推進法」の28条の2に示されている重大事態の対処の項目に基づいた調査である。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑

いがあると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記の「相当の期間学校を欠席」という箇所について、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）に詳しい内容が示されている。

- (1) 1号重大事態とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等がこれにあたりとされている。
- (2) 不登校重大事態とは、文部科学省が毎年度実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において「年度間に連続又は断絶して30日以上欠席」した児童生徒が不登校調査の対象とされていることを踏まえ、年間30日を目安としつつ、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合をいうとされている。

上記の内容に基づき、本事案を検討する。Aは令和5年1月27日（金）から令和5年3月22日（水）まで連続して学校を欠席している。欠席の日数は38日であり、30日以上欠席となっている。本調査で得られた情報からいじめの認定を行い、連続した30日以上欠席との関連性の検討を行ったところ、いじめと30日以上欠席の間に関連が認められた。どんな行為がいじめとして認定されたかは後述するが、本調査は2号重大事態（不登校重大事態）であることを根拠に行われている。

本調査で認められたいじめ行為を以下に示す。

- 1 オンライン授業の発言について
- 2 「チクリマン」を言われたことについて
- 3 「チカンマン」と言われたことについて
- 4 「きもい」と言われたことについて
- 5 BがEを押してAにぶつけてきたことについて
- 6 近づくと逃げられることについて
- 7 持久走記録会の練習時の声かけについて
- 8 なわとび記録会での声かけについて
- 9 バットが肩に当たったときのことについて
- 10 自習時に起きたことについて

不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）によると、調査の目的は以下のように示されている。

不登校重大事態に係る同項の規定による調査（以下単に「調査」という。）の目的は、具体的には不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことである。

上記のように、不登校重大事態の調査は2つの目的があることが示されている。

1つ目は不登校状態の解消と学校復帰の支援であるが、本事例においては、不登校状態は解消され、現時点（令和5年12月末日現在）で毎日の登校ができています。しかし、いつまた学校に行くことがつらくなったり症状が出たりするとも限らない。

2つ目は今後の再発防止に活かすことであり、Aがこれまで以上に安心して学校に通えるようになるために学校環境の改善を行うことが必要である。

そのため、本調査では本事例の経過を整理し、考察を行い、再発防止のための提言を行うことを目的とする。本調査は民事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことを明記しておく。

(2) 調査の目的に関する分析（1号重大事態について）

本調査は「いじめ防止対策推進法」の28条の一に示されている重大事態の対処の項目に基づいた調査に該当するかについても検討を行った。以下に本調査における見解を示す。

Aは令和5年2月8日に小児科を受診し、医師に書面で以下のような証明を受けている。

2023年2月8日に上記児が「学校に行くと蕁麻疹が出る」という主訴で受診されました。2023年1月26日の体育の時間及びそのあとの時間の受傷およびやりとりの翌日から学校に行けていません。学校に行ったり、オンライン授業に参加したり、その日のことを話したりすることで蕁麻疹および皮膚のかゆみがでたりひいたりするようです。明日で受傷より2週間ということで、まだ急性期での身体症状であり、今後時間とともに軽快すると見込まれます。ただし、今回のことが解決に至っていない場合は、学校に戻った時に同様の症状が再燃すると推測されます。

いじめの防止等のための基本的な方針に示された内容と照らし合わせてみると、体育の時間の受傷については「重大な障害」とは言えない。また蕁麻疹が出ることと学校の関係について記述されているが「精神性の疾患」とあるという診断にはなっていない。そのため、本事例は1号重大事態には明確には当てはまらないと考えられる。

しかし、1号重大事態には当てはまらないにせよ、Aの身体と心が傷つき、後述する様々な学校での出来事を理由に蕁麻疹が出ていることは事実であると考ええる。あくまで「1号重大事態に完全に当てはまるとは言えないが、いじめがAに与えた影響は大きい」という解釈である。

さきほど述べたように、2号重大事態（不登校重大事態）に該当するため、本調査はそちらに根拠を持った調査である。しかし、ただ30日以上欠席という事実があるから調査するという意識ではなく、1号重大事態に限りなく近い状況に置かれた児童であるという認識であると考えて調査を行っている。

2 いじめ防止に関する法令等について

本調査をまとめるにあたり、関係法令等について触れておく必要があるとの助言が調査委員よりあった。以下、本件に関する法令等について整理しておく。なお、調査委員の助言については、学校に対しての助言だけでなく、教育委員会指導課職員についての助言もあったため、併せて記載する。

(1) いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法第3章「基本的施策」において、学校におけるいじめ防止のための施策、同法第4章「いじめの防止等に関する措置」において、学校におけるいじめの防止等の措置が規定されている。

推進法16条には「いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされ、いじめの早期発見のための措置（同条1項）及び「いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する」こと（同条3項）「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利、その他の権利、利益が擁護されるよう配慮する」こと（同条4項）が示されている。

推進法23条には、学校の教職員等は「児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、

いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるもの」（同条1項）とされ、学校は「通報をうけたとき、その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」（同条2項）とされている。

また、学校は「いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」（同条3項）とされ、このような「支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」（同条5項）とされている。

学校の設置者の責務として、いじめ防止対策推進法第1章「総則」において、設置する学校におけるいじめの防止等のために、必要な措置を講ずる責務を有すると記述されている。また、第3章「基本的施策」において、学校の設置者におけるいじめ防止のための施策、同法第4章「いじめの防止等に関する措置」において、学校の設置者におけるいじめの防止等の措置が規定されているが、本事案に特に関わる部分は以下のとおりである。

推進法16条には「いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされ、いじめの早期発見のための措置（同条1項）及び「いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する」こと（同条3項）「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する」こと（同条4項）が示されている。

推進法24条には、報告を受けたときは、必要に応じその設置する学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告にかかる事案について自ら必要な調査を行うことが求められている。

（2）久喜市いじめの防止等のための基本的な方針

推進法12条の規定に基づき、久喜市いじめの防止等のための基本的な方針が策定され、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の中で、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめの防止等の対策のための組織、いじめ防止等に関する措置等の項目を設け、具体的な取組や措置を規定している。

推進法12条の規定に基づき、久喜市いじめの防止等のための基本的な方針が策定され、いじめの防止等のために久喜市が実施すべき施策の中で、久喜市いじめ問題対策連絡協議会の設置、久喜市教育委員会の附属機関の設置、いじめ防止等のために学校への支援、相談体制の充実、家庭・地域・関係機関との連携の充実、いじめを許さない気運の醸成等の項目を設け、具体的な取組や措置を規定している。久喜市いじめ問題対策連絡協議会を年2回実施し、いじめ問題に関する施策の推進及び調整を図るとともに、市内におけるいじめ問題の現状把握や、いじめ問題の解決に必要な事項について、関係機関との連携を定期的に図っている。いじめ問題に対する小中学校の教育相談体制の充実を図るとともに、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、ネットいじめへ対応するための、「久喜市版3つのスマホルール」の周知、生徒指導久喜の発行、人権作文への取組と人権文集「えがお」を活用した授業等に取り組んでいる。

（3）学校いじめ防止基本方針

推進法13条及び条例11条の規定に基づき、本校では、いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）が策定され、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を規定している。い

じめを早期に発見するため、アンケート調査、個人面談、教育相談を実施し、いじめを早期発見のための措置をとっている。

3 本事例の全体像について（調査委員より）

（1）経過について

本事例は、1学期と2学期開始時にマスクと水筒がなくなったことが「いじめではないか？」と8月30日に保護者から訴えがあったにも関わらず、いじめに対する学校の認識が曖昧で不十分な対応しかされず、1月27日にA及びA保護者から再度のいじめの訴えがあるまで、学校がいじめの調査や対応を開始しなかったという事案である。

マスクと水筒の紛失については加害者が判明できず目撃者もいないことから明確にいじめであると認定はできないが、おそらくいじめの発端であったであろうと推測される。そのため、マスクと水筒の紛失についても本調査報告書に記述する。

また、本事案は被害者と加害者の間に学校が入って2度の謝罪の場が設けられた。この件については再発防止の観点から本事案を語る上で極めて重要な要素であると思われたため、いじめの対応の経過とは別の問題として取り上げる。

（2）調査内容のまとめ方について

調査委員会が発足する前に学校が調査していた内容や記録の調査に加え、調査委員がA保護者や教育委員会職員から聞き取りを行った。その結果、該当学校の対応だけでなく教育委員会の対応についても記述する必要があるという結論になったため、調査報告および考察と提言では教育委員会の対応についても記載している。

本事案では1月27日にA保護者から訴えがあった前後で大きく展開が異なるため、本調査内容は以下のように分けてまとめている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①令和4年8月30日にA保護者から学校に訴えがあった内容についてまとめる②マスクと水筒の件についての調査結果といじめの認定についてまとめる③マスクと水筒の件について学校が行った対応についてまとめる
(8月30日以降に学校が行った対応についてまとめる)④令和5年1月27日～1月31日に、A保護者より訴えがあった内容についてまとめる⑤令和5年1月31日以降の調査でわかった事実といじめの認定について、いじめ行為が起きた順にまとめる⑥令和5年1月26日以降の学校と教育委員会の対応についてまとめる⑦被害者と加害者の謝罪の場についてまとめる⑧調査委員会設置前後の対応についてまとめる⑨①～⑧のまとめから本事例全体の考察を行う⑩⑨の考察を受けて、再発防止のための提言を行う |
|---|

4 調査内容

（1）令和4年8月30日にA及びA保護者から学校に訴えがあった内容について

担任・学年主任・教頭は、A及びA保護者より以下2点のことについて、誰がやったかを明らかにしてほしいこと、学級の保護者に事実を周知してほしいと聞く。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①1学期に、プールでの着替えを行った際、机に置いてあったはずのAのマスクが、ゴミ箱から見つかったこと②前日8月29日の帰りの会の時に水筒が見当たらなくなり、放課後見つかったこと |
|---|

教頭は、今後の対応として、本件については、学級の保護者へ事実の周知を行うことはせず、道徳、学級指導等で学級全体への指導をしていくと話す。また、何かあったら、どの先生でもよいので、相談するようAに話す。

(2) マスクと水筒の件についての調査結果といじめの認定について

【調査結果】

- ・マスクの件について
担任は、マスクを見つけた児童、近くで見ていた児童に聞き取り調査を行ったが、事実を確認することはできなかった。
- ・水筒の件について
担任は、学級全員に対し、知っている情報について伝えるよう呼びかけたが、情報は得られなかった。誰か見ている人がいないかについても呼びかけたが、情報は得られなかった。

【いじめの認定】

学年主任は、マスク及び水筒の件について生徒指導委員会にいじめの可能性があると報告する。生徒指導委員会では、加害者が特定できなかったため、「いじめとは断定しなかったがいじめの可能性はある」として学校として認識を持った。

(3) マスクと水筒の件について学校が行った対応について

生徒指導主任は、クラスでいじめ対応を行うよう、担任及び学年主任に助言する。マスク及び水筒の件については、いじめとは断定しなかったが、いじめにつながる可能性が大いにあることから、道徳の授業で「思いやりや親切」に関わる教材を用い、授業を行った。

授業後、担任は、学習した内容について学習予定表を通じて、保護者に伝えた。また、何かあったら、どの先生でもよいので相談してほしいことを、A及び、Aの保護者に話した。

(4) 令和5年1月27日～1月31日に、A保護者より訴えがあった内容について

- ・令和5年1月27日（A保護者より学校に対して訴え）
校長は、A祖母より、1月26日の出来事①バットが肩にあたったこと②自習時に起きたことについて、話を聞く。
- ・令和5年1月30日（A保護者より教育委員会に対して訴え）
教育委員会指導主事は、A祖母からAがいじめを受けていること、学校の対応について、連絡を受ける。
- ・令和5年1月31日（A保護者より学校に対して訴え）
担任、学年主任は、A保護者を訪問した際、A保護者からAが今までされていやだと思ったことについて書いた資料を受け取る。
担任、学年主任は、A保護者から、校長のいじめへの対応や、怪我をしたときの学校の対応、初任者である担任へのサポート体制について意見を受ける。

(5) 1月31日以降の調査でわかった事実といじめの認定について

令和5年1月31日にAから訴えのあった事案について、第1回いじめ調査委員会において改めていじめに該当するか検討を行った。いじめに該当すると認定された事案は、以下の10点である。以下A以外の児童をアルファベット表記で示す。

①オンライン授業の発言について

【事実確認】

令和4年9月8日、Aがオンライン授業参加中に、Bは「またオンライン参加かよ。」と発言する。この発言について、担任は、授業時Bが発言したことを聞いている。担任は、授業後個別にBと話をすると、BはAが学校にいないことで体育の活動が他の活動になってしまうことから、「またオンライン参加かよ。」と言ったことを確認している。

【いじめの認定】

Bは自身の取り組みたい活動ができなくなるからとはいえ、本件の発言は、Aにとって嫌な思いをすることにつながっていたため、いじめに該当するといえる。

②「チクリマン」を言われたことについて

【事実確認】

令和4年9月頃、Aは、悪いことをしていた児童のことを担任に言った時、男子ほぼ全員から「チクリマン」と言われたとAから訴えがあった。担任は「心配なことや困ったことがあったら、何でも言ってね。」とAに伝えていた。そのこともあり、Aは気になる男子の行動（掃除をさぼっていたこと、廊下を走っていたこと、しゃべりながら教室を移動していたこと等）について担任に伝えていた。個別の聞き取り調査において、B・C・D・E・F・Gはこのことを「チクリマン」と呼ぶようになったと認めている。全員の聞き取り調査において、B・C・Dについて、他の児童が「チクリマン」と呼んでいることを聞いたと回答した。B・C・D・E・F・Gで互いの発言について確認したところ、全員が「チクリマン」と言っていることを証言している。他の児童に関しては、Aのことを「チクリマン」と呼んだことは確認できなかった。Bは、Aが自分たちの小さな喧嘩などで解決できそうなことでも、すぐに報告に行くこと、掃除がしっかりできていないときに、担任に伝えられたことなどが頭にきて言ってしまったと担任、学年主任に話している。Dは、隣の席でペンなど何度も貸して嫌だったから貸さなかったときに「先生に言うよ」と言われたことが納得できなかったため言ってしまったと担任、学年主任に話しているが、Aはペンを借りていないと話している。Cは、少しのことで、言わなくてもよいことまでAが担任に伝えに行くため、言ってしまったと担任、学年主任に話している。E・F・Gは、周りが言っていたから一緒に言ってしまったと教頭、担任、学年主任に話している。

【いじめの認定】

以上のことから、様々な思いを抱えていたとはいえ、Aに対しからかうような呼び方で呼んでいたこと、また、学級の周囲の児童もB・C・D・E・F・Gが「チクリマン」と呼んでいることを確認していることから、いじめに該当するといえる。

③「チカンマン」と言われたことについて

【事実確認】

令和4年9月頃、Aは、肩をトントンとただけなのに、男子ほぼ全員から「チカンマン」と言われたとAから訴えがあった。Aは、Bが清掃場所から離れないよう声かけをした際、Bの股間にAの手が触れたと感じたBが「痴漢された」と声を上げたと話している。Bは、階段掃除をしている際にほうきが壊れてしまい、別のほうきと取り換えようと教室に戻ろうとした。Aは、Bが階段掃除をやらず、教室掃除に行ってしまうと思い、止めようとした。Bは、その際、Bの股間に手が触れたと認識したが、Aは、手が肩や腕に触れたことはあるかもしれないが、Bの股間に触れたという認識はない。Bは、その時は痴漢をされたと感じたが、今思えば手が当たっただけでわざとじゃないと思うと発言している。その後、Aが他の児童の肩を叩いて呼んでいるのを見ただけで、BはAのことをチカンマンと呼ぶようになる。Bは、個別の聞き取りで、該当児童たちは痴漢等の行為は見えていないが、Bの話からB・C・D・E・Fはチカンマンと呼ぶようになったと話している。B・C・D・E・Fは自分が「チカンマン」と言ったことを認めている。他児童からも、B・C・D・E・FがAに「チカンマン」と言っていることを聞いたとの証言がある。Gは、「チカンマン」とは言っていないが、一緒になって笑いながら話にのってしまったと話している。B・C・D・E・F以外の児童が「チカンマン」と言った証言はない。

【いじめの認定】

Aに対しAが嫌がる呼び方で呼んでいたこと、学級の周囲の児童も「チカンマン」と呼んでいることを確認していたことから、いじめに該当するといえる。

④「きもい」と言われたことについて

【事実確認】

令和4年9月頃、「きもい」ということを男子ほぼ全員から言われていたとAからの訴えがあった。2月3日のアンケートや2月8日の聞き取り調査から、「うざい」という言葉を、BがAへ言ったという事実は確認できた。「きもい」という言葉については、1月26日に、B、C、E、Gが言っているのを聞いたと回答した児童がいる。

【いじめの認定】

「きもい」「うざい」という言葉を言った事実は確認されたことから、Aにとって悪口、嫌なことにつながるので、いじめに該当するといえる。

⑤BがEを押してAにぶつけてきたことについて

【事実確認】

令和4年2学期の休み時間にBがEを押してAにぶつけてきたとAからの訴えがあった。Eは、Bが「うわ～当たった、好きなの？」と話していたことを証言している。その様子を見ていたと発言する児童もいる。

【いじめの認定】

Bの行為はAに対するいじめに該当すると言える。

⑥近づく逃げられることについて

【事実確認】

令和5年1月頃、男子ほぼ全員がAが近づく逃げられるとAからの訴えがあった。2月3日のアンケート及び2月8日の聞き取り調査で、Eのみが「近づいてきたら避けていたことがある」と話している。その理由として、Eは、Bから押されてAにEが触れるたびに、「痴漢だ」と言われるのが嫌だったと話している。Aを避けるということについて発言した児童は、アンケートや聞き取り調査でいなかった。Eは、1回だけでなく複数回避けていたと話している。

【いじめの認定】

Eの行動に関しては、5の行為によるものであると考えられるが、複数回この行為を繰り返していることで、Aにとって嫌なことになるため、この件に関してはいじめに該当するといえる。

⑦持久走記録会の練習時の声かけについて

【事実確認】

2学期の持久走記録会の練習時、Bが「A以外がんばれ」と言われたとAからの訴えがあった。

聞き取りにより、男子の声でAへ「がんばらなくていいよ」という声を聞いた児童がいた。BがAに対して、「がんばらなくていいよ」と言っていたと証言する児童がいる。Bは、「『A以外がんばれ』とは言っていない。Bの仲の良い友達だけ応援した」と話している。Bの「A以外がんばれ」という発言は、断定できない。

【いじめの認定】

「がんばらなくていいよ」と言う行為は、Aが嫌がる言動であると考えられるため、いじめに該当するといえる。

⑧なわとび記録会での声かけについて

【事実確認】

2学期の体育の授業で、なわとび記録会の練習をしているとき、AがBに「ひっかかれ、ひっかかれ」と繰り返し目の前で言われたとAからの訴えがあった。聞き取りで、BがAに対して「Aさん早くひっかかれ。」と言ってしまったと話している。

【いじめの認定】

BがAに対し言った行為は、Aにとって嫌なことを言われることにあたり、いじめに該当するといえる。

⑨バットが肩に当たったときのことについて

【事実確認】

1月26日4校時、体育のティーボールの学習時、バットで肩を打たれてAが痛がっているのに、「Cに『そこにいるのが悪い』と言われる。また、Bには、『ダサすぎて笑える』と言われる。」とAからの訴えがあった。2月13日の聞き取りにおいて、体育の学習時、見学していたBがAがボールを取りそこねたことに「うわあ、弱いなあ。」「ざこいなあ。」などの言葉を言っていたと発言している。さらにCが振ったバットがボールを拾う役割だったAがCの前に出たため、バットが左肩に当たってしまった。そのとき、Aが「痛い。」と言うと、Bが「体もろすぎだろ。」「(出てきた)Aが悪い。」と発言している。「ダサすぎて笑える」という言葉については、Bは、その言葉ではなかったが、そのようなニュアンスの言葉を使ったと思うと発言している。Fは、見学時にBが「弱すぎて笑っちゃう」と発言していたと話している。

バットで肩を打たれたAは、背中に強い痛みを感じ、保健室に行っている。あまりの痛みでランドセルを背負うことができず、泣きながら帰宅したとA保護者は話している。アザができ、背中にしびれを感じたため、Aは、医師の診察を受けて、「全治一週間の打撲」という診断を受けている。

【いじめの認定】

Cのバットが当たってしまったことについては事故であり、いじめに該当はしないが、Bがかからうような言葉を言っていたこと、バットが当たった後もAが悪いなどと言ったことにより、一連の流れとして、いじめに該当するといえる。また、CがAに「お前が悪い」と言ったことについてもAの気持ちを傷つけるものであることからいじめに該当するといえる。

⑩自習時に起きたことについて

【事実確認】

1月26日5校時の自習において、男子ほぼ全員から「チカンマン」とか「チクリマン」とかそういう文句を45分間ずっと言われたとAからの訴えがあった。特に、BとCがしゃべっていた。あとの男子はそれを聞いて笑っていた。女子は無言で注意してくれる人はいなかったとAからの訴えがあった。

2月7日～10日の全員への聞き取りから、起こった事実は以下のとおりと考える。

Aは4校時に痛めていた肩の負傷の治療のため、教員の指示のもと、保健室に行っており、既に他の児童が着席している状態の教室に、戻ってきた。教室に入るやいなやAは、Bに、「痛くないんだろ」Cに「そこにいるのが悪いのに、なんで俺がいわれなきやいけないんだよ」「何がいけないんだよ。おかしくね?」と言われたと話している。Aは4校時に肩を痛めていたので少し離れた女子児童と席を行き来して手伝ってもらっていた。20分位経ち、Aがプリントを提出し、その直後にBもプリントを提出し、BはAの答えに誤りがあるのを見つける。それについてBは、C、H(近くにいたG)E、Fの順に伝えて回る。Bもそのことを認めている。また、Bがプリントの答えが間違っていることについて、話していたことを、学級の他の児童が証言している。BとCは4校時バットが当たったときのこと(Aが悪いという内容)も話している。このことを学級の児童も聞いたと証言している。Gはそれを後ろで聞いていて、Hと一緒に笑っていたと証言している。EはAが間違えた問題の正答について聞くと、「6(正答)だよ。」といい笑い、さらにBが手首をけがさせられたことを聞き「最低」と言ったと証言している。Fは一緒にいて、後ろを向き、Eの席でBが話していたことをうなずきながら聞いていた。教室後方の本棚の近くで、B・C・Eはバットが当たったのはAが悪いと言う話を繰り返していた。K教諭が自習中様子を見に行った際、数人の児童が出歩き、おしゃべりをしていたのを見たため、指導をする。Aを気にかけて「気にしなくていいよ、ほっときな」「大丈夫?」と声をかけてくれた児童がいた。

【いじめの認定】

B・C・E・F・G・Hの言動については、Aにとって嫌なことになるため、Aに対するいじめに該当するといえる。

(6) 1月26日以降の学校及び教育委員会の対応について

・令和5年1月26日(木)

Aの近くにいた教諭は、Aの肩にバットが当たったことをAから聞き、Aに状況の確認をする。Aは「大丈夫です。」と答えたため、近くにいた教諭は、他の場所を見て回る。担任及び、初任者指導教諭は、事故現場と反対側の場所において、事故に気が付いていなかった。担任は、授業終了後、近くにいた教諭から報告を受け、Aに話をし、保健室でけがの手当てを受けるよう伝える。養護教諭は、Aのけがの手当てをする。

・令和5年1月27日(金)

A保護者から連絡帳にてAの欠席連絡を受ける。担任が一日出張のため、補充担当に入った教諭が学年主任及び管理職に連絡帳について報告する。校長は、担任が出張のため、学年主任に状況を確認するように指示し、学年主任、補充担当が、Cに話を聞く。その後、A保護者が来校し、校長が話を聞く。学年主任が、本日聞き取った内容をC保護者及び、A保護者に連絡する。

・令和5年1月30日(月)

教育委員会指導主事は、A保護者からいじめを受けていることについて、連絡を受ける。教育委員会指導主事は、学校に連絡を受けたことについて連絡し、保護者の話を聞くと、事実確認を早急に行うように指示する。

校長は、担任、学年主任に事実確認を行うよう指示する。担任、学年主任は、B、C、D、Eに聞き取り及び指導を行い、校長に報告する。校長、教頭、学年担当教諭は、今後の対応について検討する。担任は、A、B、C保護者に、児童から聞き取りを行い、指導したことについて伝える。教頭は、A保護者から、該当児童の保護者と直接話がしたいと電話を受ける。教頭は、A保護者と1月31日に担任、学年主任がA保護者を訪問する約束をする。

・令和5年1月31日(火)

担任、学年主任は、A保護者を訪問し、第2章第4(5)、⑨「バットが肩に当たったときのこと」同章第4(5)、⑩「自習時に起こったこと」について現在わかっていることを報告する。担任は、けがをしたことをその日に報告できなかったことを謝罪する。

担任、学年主任は、Aが今までされていやだと思ったことについて書いた資料を受け取る。担任、学年主任は、A保護者から、校長のいじめへの対応、怪我をしたときの学校の対応について、初任者へのサポートに体制について意見を受ける。校長は、教育委員会指導課長に、本件について報告する。

校長は、教育委員会指導課長に、いじめ問題対策推進法に則り、適切に対応するよう指導を受ける。

・令和5年2月1日(水)

校長は、臨時生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を開催し、共通理解を図るとともに、いじめとして認定する。また、生徒指導委員会で、今後の保護者への対応方針やAがどうしたら学校に来られるようになるかを中心に話し合う。

・令和5年2月2日(木)

校長は、A保護者から、校長が対応してほしいこと、今後配慮してほしいことについてを連絡を受ける。担任は、Bに聞き取りを行う。担任は、B保護者とC保護者に連絡し、A保護者が直接話し合うことを望んでいることについて伝える。校長は、担任が、B保護者とC保護者に連絡した内容について、A保護者に電話する。校長は、A保護者から、Aの現在の症状、配慮してほしいことについて話を聞き、校長に直接対応してほしい旨の意向を聞く。校長は、直接Aに会っ

て申し訳ない気持ちを伝えたいこと、安心して登校できるように全力を尽くすことをA保護者に伝える。

・令和5年2月3日（金）

校長は、スクールソーシャルワーカーに本件について報告し、助言を受ける。校長は、A保護者より、FAXでの問い合わせを受ける。校長は、A保護者に、2月4日（土）に保護者宅を訪問し説明する旨を、電話で連絡する。学年主任は、該当学級で、アンケート調査を実施する。校長は、臨時生徒指導委員会（いじめ対応委員会）を開き、学校の今後の対応について協議をする。校長は、B宅へ家庭訪問し、いじめの内容について説明を行う。B保護者から、担任への要望、いじめへの対応について話を聞く。

・令和5年2月4日（土）

校長は、A保護者を訪問し、2月3日（金）のFAXの問い合わせについての回答する。また、昨夜B宅を訪問した時に、B保護者が話していた「Aからセクハラや暴力を受けており、お互い様である。Aに謝るならば、Aも謝らないと謝らない」との考えをA保護者に伝える。校長は、A保護者から、「B保護者と直接会って話をし、よくするための話し合いにしたい」との考えを聞く。

・令和5年2月6日（月）

学年主任、担任は、児童アンケートの内容を整理する。校長は、学級の全児童へ担任、学年主任、教頭に、アンケート結果をもとに個別に聞き取りを行うよう指示する。校長は、B保護者に電話し、A保護者との話し合いを持つことについて伝える。

A、C保護者立会のもと、CがAに謝罪する。Aの家族4人（A父とA母とA祖母とA本人）Cの家族2人（C母とC本人）学校からは、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任が参加する。話し合い終了後、校長は、A保護者から、いじめに対する対応について、学校は毅然とした態度でしっかり対応してほしいことについて話を受ける。

・令和5年2月7日（火）

担任、学年主任、教頭は、該当学級児童に、一人ずつ聞き取りを行う。

・令和5年2月8日（水）

担任、学年主任、教頭は、該当学級児童に、一人ずつ聞き取りを行う。校長は、教育委員会指導課長に児童の聞き取りの内容について報告する。

校長は、教育委員会指導課長より、事実と聞き取ったことを時系列で記録し、整理するよう指示を受ける。

担任は、A母へ電話をする。担任は、医者から、約1か月は、学校のことは考えないようにすべきであることや距離をおいた方がよいという指示があったことを聞く。

・令和5年2月9日（木）

担任、学年主任、教頭は、該当学級児童に、一人ずつ聞き取りを行う。

・令和5年2月10日（金）

担任、学年主任、教頭は、該当学級児童に、一人ずつ聞き取りを行う。

校長は、久喜市専門家チーム（久喜市心理専門員、適応指導教室室長、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導員）による、全教職員対象の研修を実施する。久喜市専門家チームより、今後の対応について助言を受ける。

◇助言内容

「先生になんでも言ってね」とAに伝えて、Aが担任に報告をしていたことで、Bたちの中に不満や嫉妬が溜まったために加害行動を誘発していたと考えられるから、いやなことがあったら担

任に言うのではなく自分たちで解決する力を育てていくこと、A本人、保護者へメッセージを送り続け、どうしたら学校に来られるか考えること、Aの心のケア、加害側の児童にしっかりと指導すべきである。

校長は、助言を受け、教頭、担任、学年主任と来週の対応について確認する。校長は、A母に現状を報告し、一人一人に丁寧に聞き取りをしていること、Aを心配している友達がたくさんいることを伝える。A保護者からは、2月8・9日に、Aを心配して会いに来てくれた子がいることを聞く。担任は、2月の6日～10日に、該当児童の各家庭に電話をし、事実並びに学校での指導内容を伝える。

・令和5年2月13日（月）

担任、学年主任、教頭は、B、C、D、E、F、G、Hに聞き取りを行う。校長は、教頭、担任、学年主任から聞き取り調査結果について報告を受ける。

・令和5年2月14日（火）

教頭、学年主任、担任は、B・C・D・E・F・Hに指導をする。

・令和5年2月15日（水）

校長は、該当学級児童に全体指導をする。校長は、いじめは決してしてはいけないこと、傍観もいじめに参加してしまうこととなることについて、該当学級児童に話す。

・令和5年2月16日（木）

校長、担任、学年主任は、A保護者並びに本人に聞き取り調査の報告をする。校長は、教育委員会指導課長に報告する。

校長は、教育委員会指導課長より、A保護者に丁寧に誠意を持って対応するように指導を受ける。

・令和5年2月17日（金）

校長は、1月26日授業時、近くにいた教諭からバットが当たったときの状況を改めて聞く。

校長は、B保護者並びにA保護者と会う日程の調整を行う。（会う日程は、2月28日）校長は、教育委員会指導課長へ状況を報告する。

・令和5年2月20日（月）

校長は、【臨時生徒指導委員会】いじめ防止対策委員会を開き、情報共有と対策を協議する。

校長は、教育委員会指導主事より、A保護者から、本件に係る学校への対応状況の確認と、重大事態の発生について学校から連絡を受けているか連絡があったことを聞く。

校長は、教育委員会指導課長より、今後教育委員会も入って調査をすること、また、Aの心のケアのためにスクールカウンセラーの派遣や指導主事による学校及び家庭に訪問を行う旨指導を受ける。

校長は、A保護者に、重大な案件として教育委員会も入って調査するということ、引き続きBのご両親に来ていただけるよう努力していること、A本人が、1日でも早く安心して登校できるように全力を尽くしていくことを伝える。

教育委員会指導主事は、A保護者に、重大な案件として教育委員会も入って調査するということ、直接A保護者とお話したい旨を伝える。

・令和5年2月21日（火）

教育委員会（指導課主幹、係長、指導主事）は、A保護者を訪問し、話を聞く。

・令和5年2月22日（水）

校長は、教育委員会指導課主幹より、21日にA保護者を訪問した際の内容について聞き、今後の学校の対応について指導を受ける。

教育委員会指導課長は、久喜市長に本件の現在の状況について報告する。

校長、教頭、主幹教諭、担任、学年主任は、教育委員会指導課長、指導主事、心理専門員と今後の対応について検討する。

・令和5年2月24日（金）

校長は、生徒指導委員会を開き、今後の対策について共有する。校長は、教育委員会指導課主幹とB宅へ家庭訪問し、両親で来校してほしいことと、懇談会時に今回のいじめの件について校長から話すことについて話す。

・令和5年2月27日（月）

校長は、A保護者へ電話し、24日のB家での話を伝える。

・令和5年2月28日（火）

校長は、教育委員会指導課長より、欠席しているAの学びを保證すること、スクールカウンセラーの派遣による心のケアを行うこと、道徳の授業等であたたかい学級づくりを指導することで、Aが二度と悲しい思いをしないようにしていくことについて指導を受ける。

・令和5年3月1日（水）

校長は、該当学級保護者会で、いじめの事案について説明する。校長は、担任とA保護者を訪問し、Aの学習保障と心のケア、今後の学級づくり、学級保護者会での校長の話について話す。校長は、市教育委員会指導課主幹へA家への家庭訪問の内容を報告する。

教育委員会指導課長は、A保護者から連絡を受ける。教育委員会指導課長は、県のスクールカウンセラーを派遣するよう調整すること、授業の様子を参観すること、学級の様子をA保護者に伝えることについて対応するよう、教育委員会指導主事に指示する。

・令和5年3月2日（木）

教育委員会指導課主幹、指導主事が、来校する。校長は、教育委員会指導課主幹、指導主事より、教育委員会の今後の支援について、女性のスクールカウンセラーを派遣すること、学級の様子を見て、A家へ報告することを聞く。

・令和5年3月3日（金）

教育委員会指導課主幹、指導主事は、学級の授業の様子を参観し、A保護者に参観の様子を伝える。

・令和5年3月6日（月）

校長は、スクールソーシャルワーカーを招聘し、スクールソーシャルワーカーによる校内研修「いじめを許さない学校・学級づくり」を行う。

・令和5年3月7日（火）

教育委員会指導主事が来校し、学級閉鎖期間中のためオンラインで授業をしていた当該学級の様子を参観する。授業後、担任は、Aに十分寄り添っているとはいえない、今後もAの思いに寄り添い、関わり続けていかなくてはならないこと、謝罪をすることで終わりではなく、今後の対応や対策が必要であることについて、指導を受ける。教育委員会指導主事は、A保護者を訪問し、参観の様子を伝えるとともに、Aと話をする。

・令和5年3月8日（水）

校長は、生徒指導委員会を開き、Aが登校できるようにするために、学校ができる対応について話し合う。

担任はA保護者へ電話連絡し、家庭訪問の約束をする。

- ・令和5年3月9日(木)

教育委員会指導主事は、該当学級のオンライン授業を参観する。校長及び担任は、教育委員会指導主事より担任の授業や、児童との関わりについて指導を受ける。

教育委員会指導主事は、A保護者を訪問し、参観の様子を伝えるとともに、Aと話をする。
- ・令和5年3月10日(金)

校長は、教育委員会指導主事に、不登校重大事態の発生について報告する。

教育委員会指導主事は、学校を訪問し、今後の対応について会議を行う。

担任と学年主任は、A家を訪問する。
- ・令和5年3月13日(月)

教育委員会指導主事が来校し、授業を参観する。

学年担当教諭は、教育委員会指導主事から道徳科の授業の展開について指導を受ける。
- ・令和5年3月14日(火)

4学年全学級で、道徳の授業を行う。

教育委員会指導主事は、学校を訪問し、今後の対応について会議を行う。
- ・令和5年3月16日(木)

教育委員会指導課長は、久喜市長に重大事態の発生について報告する。
- ・令和5年3月17日(金)

教育委員会指導課長と指導主事は、A保護者から16日の謝罪の時間の件について話を受ける。
- ・令和5年3月20日(月)

校長は、教育委員会指導課長より、17日にA保護者から伺った話を聞き、A並びにA保護者への対応について指導を受ける。
- ・令和5年3月23日(木)

教育委員会指導課主幹、指導主事は、A保護者を訪問する。

担任は、A保護者を訪問し、話をする。
- ・令和5年3月24日(金)

担任は、A保護者から、Aが登校する連絡を受ける。

校長は、教育委員会指導主事に報告する。校長は、教育委員会指導主事より、Aが安心して登校し、生活できるよう、支援体制を整えるよう指導を受ける。

校長は、Aが安心して登校し、生活できるよう、担任へ学級への指導を指示するとともに、該当学級への支援について体制を整えるよう教頭に指示する。

校長は、登校したAを迎え、Aが安心して児童と関われるよう、別室に案内し、AとA保護者の話を聞く。

教育委員会指導主事は、学校に行き、Aの様子を共に見守りながら、友だちと安心して関われるよう支援する。

担任は、Aが安心して関われる児童とともに、Aを迎えに行きAが少しでも安心して友達と関われるように対応し、学級に案内する。

学級での集合写真、帰りの会の時間、Aは学級の児童とともに過ごす。
- ・令和5年3月25日(土)

校長は、B、C、D、E、F、G、H保護者に、重大事態として調査を行うこと、調査委員会の実施について、説明する。

- ・令和5年3月27日（月）
第1回久喜市立■■■■小学校いじめ調査委員会を実施する。
- ・令和5年3月29日（水）
校長、教育委員会指導課主幹、指導主事は、A保護者に、調査委員会の内容について報告する。
- ・令和5年3月30日（木）
校長、教育委員会指導課主幹、指導主事は、D、E、F、G、H保護者に、調査委員会の内容について報告する。
- ・令和5年3月31日（金）
校長、教育委員会指導課主幹、指導主事は、B、C保護者に、調査委員会の内容について報告する。
- ・令和5年4月6日（木）
校長、教育委員会指導課主幹、指導主事は、A保護者に、調査委員会について関係児童保護者に報告した内容について報告する。
- ・令和5年5月15日（月）
第2回久喜市立■■■■小学校いじめ調査委員会を実施する。
- ・令和5年8月28日（月）
第3回久喜市立■■■■小学校いじめ調査委員会を実施する。

(7) 謝罪の場の設定までの経緯と当日の状況について

【Cの謝罪の場の設定について】

A保護者から、該当児童B及びC並びに、B、Cの保護者と直接話がしたいとの意向を受け、学校が場の設定を行った。

C保護者については、令和5年2月2日に、担任がC保護者に、A保護者の意向を伝えた。これを受け、令和5年2月6日A、C保護者立会のもと、謝罪の場が設定された。Aの家族4人（A父とA母とA祖母とA本人）Cの家族2人（C母とC本人）学校からは、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任が参加した。

CがAに謝罪を行った。その後、Aの保護者より、Cに当日の状況について詳しい確認があり、改めてC及びC保護者がAに謝罪を行った。

話し合い終了後、学校は、A保護者から、いじめに対する対応について、学校は毅然とした態度でしっかり対応してほしいことについて話を受ける。

【Bの謝罪の場の設定について】

B保護者については、令和5年2月2日に、担任がB保護者に、A保護者の意向を伝えた。B保護者が、謝罪については、児童同士での解決を求めたため、校長は、B宅へ家庭訪問し、いじめの内容について説明を行った。B父から、担任への要望、いじめへの対応について話を聞く。これを受け、令和5年2月4日に、校長は、A保護者を訪問し、昨夜のB宅を訪問した時に、B父から伝えてほしいと言われた内容を伝える。A保護者から、「B保護者と直接会って話をし、よくするための話し合いにしたい」との考えを聞く。

その後、校長は、令和5年2月6日、7日、17日、24日、27日、28日、3月2日、3日、14日と、A保護者ならびにB保護者に連絡し、両親そろって話し合いが持てるよう、日程調整を行う。

【謝罪の場当日について】

令和5年3月16日、A、B保護者立会のもと、謝罪の場が設定された。Aの家族4人（A父とA母とA祖母とA本人）Bの家族3人（B父とB母とB本人）学校からは、校長、教頭、学年

主任、担任、市教育委員会指導課主幹、指導主事、スクールソーシャルワーカーが参加した。

初めに、学校が、AとB並びに双方の保護者に、学校の対応について謝罪した。

次に、BがAにクラスで問題の間違いを言い伝えたこと、チクリマン、チカンマンと言ったことについて謝罪したがAは、Bの謝罪を謝罪と受け取れなかったと話した。そのため、A及びB保護者からの情報がAとB双方の児童及び保護者に正しく伝えられていないのではないかと学校に指摘があった。学校は、口頭では、内容を双方に伝えていたと認識していたが、保護者は認識していなかった。そこで、A保護者は、Aが傷ついていた内容を確認するよう、B並びにB保護者に話した。BおよびB保護者は、Aが傷ついていた内容を確認し、「これが事実だとしたら、申し訳ない」とA及びA保護者に話した。その上で、B保護者は、「Bは、Aからもやられていやだったことがあり、お互いにいじめているのではないか」と話した。

A及びA保護者は、Aが被害者で謝罪を受けると思って来たのに、B保護者から責められたように感じて傷つき、Aは、蕁麻疹の症状が現れ、部屋の外に退出した。

Bは、Aが記載したメモを確認し、「なわとびひっかかれ」と言ったことについても謝罪した。いじめの定義について、A、B双方の保護者から学校は質問されたが、明確に答えることはなかった。

また、A保護者は、学校に今回のいじめについて、どのようにB保護者に伝えてきたか確認した。

校長は、今回のいじめについてB保護者に伝えた内容、謝罪の場の調整ができなかった経緯を話した。

双方の親から、学校のこれまでの謝罪の場の調整及び、事実をきちんと伝えること、いじめへの対応に対して、適切な対応を望むと話があった。

今後についてBは、Aに対して、これからは、悪口、いじめなどは行わず、困っているときに助け合える関係にしたいと話した。

(8) 調査委員会設置前後の対応について

これまでに、行ってきたいじめに関する学校での取組、並びに初任者研修での内容、児童と保護者へのアンケート調査の内容、教育委員会で行ってきた取組について以下にまとめる。

【学校で行ってきた取組】

① 生徒指導委員会の実施

【第3回生徒指導委員会（令和4年9月26日）】

内容：学年の課題の確認、共通理解の必要な児童について、よりよい学級・学年をつくるために

【第4回生徒指導委員会（令和4年10月31日）】

内容：学年の課題の確認、共通理解の必要な児童について、ものかくしの対応について満足度調査・学校生活アンケートについて、ブランクットの使用について、関係サイト共有

（自作資料におけるいじめ授業佐賀教委・いじめ防止教育ビデオ千葉・提案 短学活）

【第5回生徒指導委員会（令和4年12月5日）】

内容：学年の課題の確認、共通理解の必要な児童について、保護者とのかかわり方について、更衣室の使い方について、関係サイト共有

（保護者と良好な関係をつくる教師のはたらきかけと対応 ・保護者との信頼関係づくり）

② 初任者研修（生徒指導に関する指導）の実施

- 1 New I'sを活用した「いじめ防止基本法」に係る研修（令和4年5月23日）
- 2 生徒指導事例について（不登校・SNS・いじめ）について（令和4年10月31日）
- 3 生徒指導提要进行を活用した研修（令和4年10月31日）

③ 児童のアンケート調査（令和4年6月、令和4年11月、令和5年2月）

内容：年3回行われたが、関係児童及び該当学級の児童のアンケートでは、Aへのいじめやいじめの可能性を感じさせるような内容は確認できなかった。

④保護者のいじめアンケート調査（令和4年6月、令和4年11月）

内容：年2回行われた。関係児童及び該当学級の児童の保護者のアンケートでは、A個人に対するいじめの内容は確認できなかったが、該当学級内で複数のいじめの可能性を感じさせる内容が書かれていた。

【教育委員会で行ってきた取組】

- ① いじめ問題への対応に係る校長会、教頭会での教育長指導（4月、5月、6月、7月、8月、10月、12月）
- ② いじめ問題対策連絡協議会の実施、多様化するいじめへの対応と関係機関相互の連携について（令和4年6月24日）
- ③ 「いじめに関する国、県からの通知」の発送（令和4年5月26日）
- ④ いじめ撲滅強化月間へのご協力の周知及び広報誌「生徒指導くき秋・特別号」の発行（令和4年10月31日）

5 考察（いじめの認定を受けた行為に対する学校の対応について）

全体の考察をする前に、いじめの認定を受けた行為に対する学校の対応についての課題を考察する。

(1) マスクと水筒の件について

水筒に関してもマスクに関しても学級の児童に聞き取りを行ったが目撃者が出て来ず、加害児童を発見できなかった。マスクはゴミ箱、水筒も通常使用しない場所から出てきたことを考えると、いじめの可能性があると考えられるが、断定することは難しい。しかし大事なものは、いじめかどうかではなく、「いじめかもしれない」という視点を教職員や学級の児童がしっかりと持ち、そのようなことが二度と起きないように生活していくことである。今回の件では教職員からクラスの児童に指導を行ったり、道徳の授業を通じて教育を行ったりしているが、効果が十分に出ているとは言えない。

この時点で校内の生徒指導委員会にも「いじめの可能性」として担任から報告を上げており、組織としての対応を始めてはいるが、実際に学級の児童に対応していくのは担任を中心とした現場の教職員である。いじめがあるかもしれないという視点で注意深く児童の関係性を見ていけば、いじめを発見できる可能性が高くなったはずである。

(2) オンライン授業の発言について

コロナ禍になり教職員の中にも児童の中にも「オンライン授業」という慣れない学びの場が出現した。オンライン授業がどういうもので、どういうルールなのかを児童が十分に理解できているとは考えにくい。まずは、オンライン授業に良いも悪いもないこと、どうすればオンラインの参加者と教室での参加者の学びが深まるような授業にできるかを一緒に考えていく姿勢が学校には必要である。

「またオンライン授業かよ。」というBの発言の意図は、Aがいないことにより、自分の取り組みたい活動ができなくなるからであるということだったことが聞き取りにより明らかになっているが、これは「オンライン授業を受ける児童がいると対面授業に参加している児童にマイナスの影響があるという学習環境設定」になってしまっていることを示しており、児童間のトラブルを生みやすい学習環境であったと考えられる。つまり、この件に関しては担任の学習環境の工夫によって未然に防げた可能性がある。

(3) 「チクリマン」と言われたことについて

担任・学年主任・教頭が「心配なことや困ったことがあったら、何でも言ってね」とAに話した後、Aは担任に度々「Bたちが掃除をサボっている」等の行動を伝えている。話を聞いた担任はBたちに指導を繰り返した。これではBたちの中でAは「担任に告げ口（チクリ）をする人」という認識になるのは当然ではないだろうか。Aから話を聞いた直後に担任がBたちを何度も指導していれば「BたちからAに対しての印象や評価が悪くなる」という予測が成り立つはずだが、教職員はそこに気が付いていなかった。いじめを起こさない学級にしていくための対応をしていたはずが、結果的にいじめが起きやすい学級を作ってしまうという状況になってしまっている。担任が行うべきだったのはAの指摘の後にBたちへ指導することではなく、Aが指摘しなくても良いように学級全体でルールを守れるように児童を教育することである。

また、自分が被害を受けたことや困っていることを担任に相談していたのではなく、自分に直接的に関係のない「他者が掃除をサボっている」ことを担任に話をすることはリスクを伴う。つまり、相手から告げ口（チクリ）と思われてしまう可能性がある。Aが「他者が掃除をサボっている」ということを担任に何度も伝えたこと自体を否定しているわけではない。Aが不利益にならないように、担任が状況を判断してクラス運営をすべきであったということである。担任が「AがBたちから悪く思われない」ようにAを守っていく視点や具体的な行動が必要だったと考えられる。

(4) 「チカンマン」と言われたことについて

児童の中で「チカンマン」と言い合うきっかけになったのは掃除の時間である。「チクリマン」と呼ばれる原因となった「告げ口（チクリ）と思われてしまった担任への相談」に関しても「掃除をサボっている」「廊下を走っている」といった内容だったことはすでに述べたが、学級の状況として掃除をサボったり廊下を走ったりという不適切な行動が蔓延している状態であったことが推測される。つまり、自分たちの生活の場を綺麗にしたいとか、衝突が危ないから廊下を歩いた方が良いとか、そういった考えやモラルが児童の中にしっかりと育っていない学級であったということである。学校は勉強だけを教える場ではなく、安全に清潔に気持ち良く生活できるようにしたいと思うように児童を教育していくことが望ましい。

この件に関してはBからAへの「チカンマン」という発言もあるが、AからBへの「チカンマン」という発言があったと認識している児童がいることも確認されている。BはAから股間を触られたという主張があるが、Aはこれを認めていない。また学級のレクリエーションにおいて罰ゲームを行わなかったBをAが追いかけて腕をひねってBが腕を負傷するという状況も確認している。BやBの保護者からすると、AからBがいじめられているという状況であり、実際にBの保護者はそのように主張している。つまり、この「チカンマン」の問題は双方が行っているだけでなく、日常的にAとBの関わりが多く、お互いにトラブルを起こしている状況であるかもしれないということの一つの例であり、お互いに積極的に関わり合っていることも本事例の特徴である。

Aが今回のいじめ事案の被害者であることはまぎれもない事実であるが、Bや他の加害児童とされる側の視点から本事案を見れば、見え方が大きく異なるのである。本調査では加害者が悪いとか、学校の対応が100%悪いということではなく、中立の立場による分析を行うよう努めている。偏った分析は問題の本質を歪め、再発防止から遠ざかることになるからである。

(5) 「きもい」と言われたことについて

人を傷付ける言葉が常態化しているクラスになっていることが一番の問題である。逆に言えば、Aだけが意図的に選ばれて悪口を言われているのではないということでもあることを理解しなくては、本事案を理解したことにはならない。実際に保護者のいじめアンケートでも自分の子が「ごみくず」「バカ」「死ね」などの悪口を学級の児童から言われている等の記述があり、Aに対する発言だけでなく学級内で悪口がある状況であったことがわかっている。今回加害児童とし

て名前が上がっている児童の問題として捉えるのではなく、クラス全体の学級経営の問題でもあ
ると考えなければ再発防止には繋がらない。いじめの解決を試みるのであれば、短絡的に誰が悪
いという犯人探しや決めつけをするべきではない。

(6) BがEを押してAにぶつけてきたことについて

別の児童をAにぶつけて「好きなの？」と発言するという行動は「中学年から高学年特有の、
異性に興味を持ち、気を引く方法が不適切な行動になる」に当てはまる可能性がある。好意から
来るものであったとしても当事者であるAが傷ついている以上、これらの行為は許されるべきで
はない。男女間だけでなく、適切なコミュニケーションが取れる児童に育つよう、授業だけでな
く生活全般でも教職員が様々な工夫をしていく必要がある。

(7) 近づくと逃げられることについて

上記の(6)が原因となり、Aを避ける行為につながっているとEは回答している。動機から考
えるとAを無視しようという意図ではないが、その行為がAを嫌な気持ちにさせていることは間
違いない。学校全体として担任だけでなく他の教職員も日常的に児童の関係性について留意し、
よく見ておくことで、不適切な行動を発見もしくは予防することができたのではないかと考えら
れる。

(8) 持久走記録会練習時の声かけについて

Aに対して「頑張らなくていいよ。」という発言があったことを確認している。頑張らなくて
いいよ。」とわざわざ言う必要は無いため、Aに嫌な気持ちを与えようとしている言葉である。
授業内での発言であるため、教職員が必ずその場にいたはずであるが、この発言を認識したり指
摘したりことがなかった。該当学級はいじめの可能性のあるわけだから教科担任制で担任以外が
体育の授業をしていたとしても校内で情報を共有し、いじめを未然に防止できるような職員配置
や授業展開をすることが望ましいと考える。

(9) 縄跳び記録会での声かけについて

その場にいた教員が「引っかかれ」と言う言葉があったことに気がつかなかったという事が聞
き取りから明らかになっている。教職員が児童一人ひとりの様子を注意深く確認できればこの言
葉に気が付き、止めることもできたかもしれない。

全般的にそうだが、その場にいた加害児童以外の児童がこの発言をした児童に注意をしたり止
めたり、またそれを後で教職員に報告することがなかったことも問題であると考え。いじめに
おいては傍観者も加害者と同じである。いじめのない学校、いじめのないクラスを目指して、常
に日常的な生活を送っているのであれば、児童間でいじめの芽を発見でき、未然に防止もしくは
改善のための対応ができたはずである。

(10) 授業でバットが当たったことについて

Aはボールを拾う係になっており、ボールを拾おうと近づいた結果、児童が思い切り振ったバ
ットが背中当たり、全治一週間の打撲の診断を受けるという状況が起こってしまった。つまり、
授業内における安全対策の問題であると考察することもできる。

ボールを拾う係とは、バットで打ったボールが遠くに飛んでいった際に拾う係であるという認
識が一般的であるが、Aは文字どおりボールを拾うことを一生懸命行っている。バットで打つ場
所にボールを拾いに行くのは危ないという危険予測ができていないし、バッターやピッチャーも
近くに他の児童がいるのに投球や打球を行うというのも危険予測が足りていない。それぞれの危
険予測が不足していることから起こっているのがこの件である。意図的というより偶然性が高い
事故であると考えられるほうが自然である。実際に加害児童や周囲の児童からは「故意ではない」と
聞きとっている。

しかし、バットが当たったことより、その後の発言が問題である。あたかもAが悪いという言い方をしたことは、仮に偶然バットが当たったとしても「わざと当てたのではないか」と思わせるには十分な発言である。実際にAおよびA保護者には故意にぶつけられたと認識させることに実際になってしまっている。このように、本事案は、様々な要因が事実を大きく歪め、問題をどんどん大きくしていつているように感じられる。

この件でもう一つの問題は、事故のあとの学校の対応である。担任ではなく別の教職員が近くにいたが、Aの怪我の具合を直接確認せず、保健室に連れていく対応もしていない。その場で状況把握をせず、加害児童に対して指導もしていない。事故が起きた場合には別の児童にも同じような事故が起こるかもしれないということを考え、事故の場面の検証が危険防止の観点からは必要である。いわゆる二次被害を防ぐための教職員の安全確認である。危険があるのであれば、現在の活動を中止、もしくは環境設定を改善し、安全に授業が行われるように対応するべきである。

また、A保護者に事故の報告をその日のうちにしなかったことも問題である。学校内で起こった事故については、必ず保護者にその日のうちに情報を伝える必要がある。Aは担任の声かけを受け、保健室に行って手当を受けているので養護教諭は知っているし、近くにいた教職員も怪我のことを知っている。そして主任や管理職に報告もしてあったが誰もA保護者に連絡しなかった。校内で起きた怪我や事故に関して保護者に連絡をするという認識が甘かったということが考えられる。

(11) 自習中の発言について

自習であった5校時は他学級で研究授業が行われていて、多くの教職員はその学級に研究授業を見に行く必要があったと教職員からの聞き取りで明らかになっている。とはいえ、教職員ははじめの可能性があるクラスで、またその数時間前にバットで怪我があったということを踏まえると教職員不在のまま自習をさせたことは学校側に配慮がなかったと考えることができる。日常的に「うざい」と言ったり、避けたり、人の嫌なことを言うことが常態化している学級なのであれば、児童だけで長時間過ごさせれば再び同じような行為が行われるのではないかと教職員は予想し、対応を考える必要があった。

この発言は自習中に起きているため、かなりの人数の児童がこの発言を聞いている。しかし誰も止めず、誰も教職員に報告もしていない。これこそがこのクラスでいじめが行われた背景であると考えられる。つまり、加害児童の行為が悪いという単純な問題ではなく、このクラス全体の中に「人を傷つける行為や発言」が普通にあり、そしてそれが「良くないこと」であると学級の児童が思っていない環境が、いじめを引き起こす温床となっていた可能性があったということである。

6 考察（全体を通して）

これまでに記載した経緯及び関係者への聞き取りから、今回のいじめ事案の全体像を把握しつつ、発生の原因や学校が効果的に解決できなかった理由について考察する。

(1) 児童の権利擁護の視点

まず考えなければいけないのは児童の権利擁護の視点である。日本国憲法、児童の権利条約、子ども基本法等で児童の権利について触れているのは周知の事実である。子どもの権利擁護の中でもっと大切な概念の一つである「子どもの最善の利益」について考えてみると本事案の問題点がわかりやすい。本事案では「子どもの最善の利益」という視点が不足している。

例えば、謝罪の場が本当に「子どもの最善の利益」になっていたか、という視点である。謝罪の場を「学校が主体となって」開く必要があったのかを慎重に考えなくてはならない。本事案では十分に双方の保護者に説明がない状態で謝罪の場を開いている。とくに2回目の謝罪の場は双方の保護者が納得した上で開いてはいない。本事案で言えば加害児童の保護者が納得していない。その状態で開催したことは新しいトラブルを生むだけであり、開くべきではなかったと考える。とくに、そのような状況で被害児童及び加害児童を同席させたことは、児童のためにならないこ

とは明白である。情報は正しく過不足なく保護者に伝え、謝罪の場を設定するのであれば十分に保護者の理解を得た上で実施する必要がある。そうしなければ最終的に児童が不利益を被ることになる。被害児童やその保護者に寄り添う姿勢は必要なことであるが、同時に加害児童やその保護者の気持ちを考慮してどちらかに偏ることなく冷静に対応していくことが望ましい。

謝罪の場の1回目（バットがぶつかった件）については学校の環境設定や教員の管理監督責任について学校が保護者に説明せず、C及びC保護者がA及びA保護者に謝するという構造になっている。いじめは加害児童と被害児童の関係で考えるのではなく学校という環境で起きているという観点で考えるべきである。「子どもの最善の利益」を考えるのなら、ボール拾いをする子がバットを振る子に近づかないような環境設定で教育活動を行わなかったことが怪我を引き起こしたということ、学校がA保護者とC保護者の双方に謝罪し、再発防止策を講じる必要があったのではないかと考えられる。

2回目の謝罪の場ではいじめ行為全般に対する謝罪の場であるはずが、A保護者からの要望でBならびにB保護者のみが参加する方向で調整された。そして学校が事前にB保護者に十分に説明していなかったことでB保護者がAを傷つける発言をしてしまう状況を作ってしまった。実際にB保護者の発言によってAは泣き出してしまい、蕁麻疹の症状が出て部屋の外に出る状況になっている。学校がB保護者への説明を怠り、学校自ら主体的に司会進行をせず場の雰囲気任せに謝罪の場を進行させたことが原因である。学校はいかなる時も冷静に状況を見定め、児童を守るような進行を行うべきであった。

また、2回目の謝罪の場では、Bは10人近い大人が無言で見守る中でAに謝ることになった。また、いじめはBだけが加害児童ではないがBのみが謝罪の場を設定されている。これは児童の権利条約で言えば「差別の禁止」が侵害されている。いじめの謝罪が必要だと言うのであれば加害児童と保護者の全員が参加するのが望ましいと考える。Bだけの謝罪の場という設定については、AおよびA保護者の意向に学校が流された形であると言わざるを得ない。被害児童の保護者に寄り添う姿勢は学校に必要であるが、いつでも「児童のためになっているか」の視点で判断していく必要がある。

また、いじめの解決は加害者から被害者への謝罪ではないことも付け加えておく。いじめの解決とは、二度と同じようなことが起きないように学校組織が自分たちの対応を振り返り、改善のための計画を立て、校長を中心とした組織改革を突き進めていくことであり、被害児童と保護者へのケアや加害児童と保護者への指導である。これらはいじめ防止対策推進法に示されている。謝罪の場が必要なのは児童の状況をよく考え、必要性を十分に検討しなければならない。

謝罪の場の設定については、被害者加害者双方の理解を十分に得られて開く場合であっても、謝罪の場に第三者を入れることを調査委員より提案したい。教職員は心の専門家でもなければ法律の専門家でもない。ケースワークの専門家でもない。家庭と家庭のトラブルに発展した場合に、学校だけが間に入って円満に解決することは非常に困難であると考えられる。とくに学校現場でいじめが起きてしまっているため、学校の関係者は被害児童側に寄り添う立場に偏る可能性が高い。中立の立場で謝罪の場を仕切っていくためには学校の関係者ではない人間が入ることで場の公平性を担保し、冷静な視点で物事を見極めていく必要があるのではないだろうか。それが結果的に被害者加害者双方の児童の利益につながると考えられる。

学校は教育の場である前に、子どもがのびのびと育ち、大人に守られ、意見を述べたり参加したり、生きる権利を保障する場にならなければならない。児童の権利擁護の視点を持って「子どものためになっているか」で対応や判断を行えなかったことが本事案最大の問題であると考察する。

(2) 本事案におけるいじめ発生のメカニズム

続いて、本事案においていじめがなぜ起きてしまったのかを分析する。なお、いじめの発生は

一つの原因ではなく複雑な原因が絡みあっていることは周知の事実である。ここではあくまで調査委員による一つの仮説として捉えていただきたい。

コミュニケーションの手段が不適切になるというのはこの年代の児童にしばしば見られる現象である。保護者のいじめアンケートからも男子から女子への悪口が報告されている。BからAに限らず男子から女子への悪口が常態化していたというのが背景要因として学級に存在していた可能性がある。

担任・学年主任・教頭が「心配なことや困ったことがあったら、何でも言ってね」と話をしたことで、Aが「Bたちが掃除をサボっている」等を担任に話に来ることになったことは先ほど述べたとおりである。この件に関してAが担任に話をしたことがいじめを作った原因であるという意味ではない。Aの行動に問題はない。担任は、Aの報告を受けるたびにBたちに指導を繰り返している。Bたちの言い分や意見は聞かずにAの意見だけを尊重し、Bたちに一方的な指導を繰り返した。Bたちの中でAに対する不満が募る可能性を教職員は考慮すべきであった。子どもの権利条約で言えば「意見の尊重」「差別の禁止」が守られていない。意図していなかったとはいえ、「チクリマン」を作ったのは結果的には担任であると考えることができる。いじめやトラブルを産む環境を学校自身が作ってしまう可能性を考えて日々の教育活動を行わなければ、自分たちの行動や対応を正しく認識することは難しい。

何かあれば児童側から担任に報告に来て欲しいという善意の気持ちからの発言だったかもしれないが、残念ながら結果的にいじめを助長してしまった可能性が高い。そして、児童からいじめを受けていると報告にくるとか、アンケートに書いてもらうという、児童や保護者発信でいじめを発見するという学校の受け身の姿勢がいじめの発見を遅らせたと考えられる。

肝心のアンケート調査であるが、児童対象のアンケート調査の設問の中に「いじめ」という文字は書かれていない。つまり、いじめを発見するためのツールとして機能していない。児童のアンケートは自分の学級について「楽しい」「協力」「やさしい」「学級目標」の4点について4段階で評価するものであった。好意的な評価をしたときに自由記述するようになっており、否定的な評価をしたときに自由記述するような設問になっていないため、ネガティブなことを書く欄がない。また、「友だちのことで困っていることがあれば、教えてください。また、友だちが嫌がる事をされたり、言われたりして困っているところを見たことがあったら教えてください」という設問はあるが、自分が困っていたり嫌がることをされたときに書くような設問がない。

また、生徒指導委員会の記録には、アンケート結果の報告や検討をしたという記述はなく、アンケート結果を管理職が確認するシステムにもなっていない。その後に児童と面談して細かい内容を聞きとって解決のために対応するかどうかは担任次第になっており、児童のアンケート調査がいじめを発見して解決するために十分に機能していないことが浮き彫りになっている。

一方、保護者対象のアンケートは明確にいじめアンケート調査となっており、児童の方のアンケートよりいじめの発見の意味合いがかなり強い内容となっている。しかしこちらも生徒指導委員会に記録はなく、管理職に報告するシステムでもなく、解決のために保護者と話し合ったという記録もない。アンケートを取ってはいるが現実的に解決のために役立てることが難しいアンケートとなっている可能性が高い。

児童及び保護者アンケートの内容について本案件に関することがあるかを精査したが、関連する記述はなかった。A自身の児童アンケートにもいじめや嫌なことをされたという記述はない。ただし、Aの評価が全て低かったことはAからのSOSであったと考えるべきである。評価が低い児童に対して面談をする等、アンケートを役立たせるための取り決めが必要であると思われる。心配な児童を発見するスクリーニングの役割をこのアンケートが担っているのであれば、気になる児童に対してその後の対応をセットで講じなければ、アンケートを行う意味がなくなるためである。

また、Aの保護者アンケートについては、6月はとくに特筆する内容は書かれておらず、11月は未提出であった。8月末にいじめの可能性があると保護者から話を受けているのであれば、11月のアンケートが未提出な時点で学校から連絡をし、その後はどうなのかを聞きとる必要があったと考えられる。また11月のアンケートは未提出であったが、A保護者から担任に対して複数回の相談があったことが聞き取りで明らかになっているが、学校の記録は残っていない。日常的な保護者からの相談を全て記録してはいないとしても、いじめの可能性があるとという事例であれば記録を丁寧に残し、組織的に解決していく必要があったと考えられる。

児童用についても保護者用についても該当学校のアンケート用紙の内容の改善は必須である。また、発見や解決のためにアンケートを行うのであれば、結果の分析と必要な児童や保護者への対応方法を学校で決めて組織として情報を収集して対応、確認するシステムの構築が必要であると考えられる。

該当学校のいじめ防止基本方針には「いじめの早期発見」と書かれているが、それが本事案では効果的に行われていない。いじめ防止基本方針を見ると、いじめの早期発見のための措置の項目は「いじめ調査等」「教育相談委員会の実施」「いじめ相談体制」「いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上」の4点が挙げられている。これを見てもわかる通り、日常の中で教職員がいじめを発見していくという意味合いが弱い。

いじめ調査にしても教育相談委員会にしてもいじめ相談体制にしても、児童や保護者からの主体的な情報発信が前提になっている。いじめを発見するのであれば、いじめの被害者が自分から発信できない可能性も十分に考えなくてはいけない。そのため、教職員がいじめを発見してこうとする姿勢が、いじめの防止と早期発見につながるのではないだろうか。該当学校で使用している「いじめ防止基本方針」の内容が不十分であり再検討が必要であると考ええる。

つまり、学校は児童や保護者からの訴えを待っていて、自分たちでいじめを発見する視点が足りなかったために、日常的に行われていたBたちからAへの不適切な関わりやバットがぶつかったこともいじめとして認識できなかった。1月27日にA及びA保護者から「こんなことをされた」という情報を聞いて初めてクラスの児童が行っていた行為をいじめ問題として認知することになった。8月にいじめの可能性を把握していながらこの日まで解決に向かって対応していなかったということである。「何かあったら言ってね」という言葉は児童のために言っているのかもしれないが、あなたから発信してねという意味と同じである。教職員が児童を「守る」という意識、もっと言えば児童を「被害者」にも「加害者」にもしないという視点が不足しているように感じる。教員がいじめを早期発見するという視点で毎日の生活を見守り、可能性を少しでも感じたら複数の職員で対応を検討することが、いじめの対応として必要であると考ええる。

また、児童からの情報が入った時に対応していくということは対処療法に過ぎず、いじめを許さない学校を作っていくという方針とは大きく食い違う。いじめを許さないのであれば予防の観点こそが重要である。

周囲の児童からの発信によりいじめを発見することもあるだろう。しかし本事例では周囲の児童が誰も「いじめがあった」という認識をしていない。(少なくとも自分たちから誰かに言い出すこともなかったし、発覚後の調査でも、いじめにあたる行為を認識していたがその行為がいじめであると認識していなかった。) いじめ防止基本方針の中に、いじめ防止における基本施策として、「みんなと仲良くします。(いじめはしません、見逃しません)」という約束があるが、該当クラスの児童の中で、この約束が定着していないということである。学級の児童は、いじめにあたる行為を認識していたが、その行為がいじめであると理解していなかったと考えられる。

マスクと水筒を紛失した出来事の後、道徳の授業でクラス全体に教育を行ったという記録があるが、その効果が十分ではなかったということも付け加えておきたい。なぜなら、教育とは繰

り返し行われる反復体験の中で少しずつ効果が出てくるものだからである。「いじめに関する道徳の授業をやった」ことで、学校は「いじめの対応をした」という認識になってしまっていた可能性がある。教育とは「どういう授業を行なったか」ではなく「児童一人ひとりが何を学んだのか」で考えなくてはならない。素晴らしい教材や指導法を用いた授業を展開したとしても、児童一人ひとりに届かなければ意味がない。国語や算数などの教科の授業に限らず、道徳の授業であっても児童一人ひとりに教育的効果があったのかの確認が教職員には必要であると考え。授業直後の評価や一定期間が過ぎた後の再評価を行い、効果が感じられなければ再度教育を行うべきである。

また、教育とは授業だけではないというのも重要な視点である。児童が学校で過ごす生活全てが教育の場である。休み時間、給食の時間、掃除の時間なども含め、学校生活そのものが教育的な効果を生むような学校にしていくのが望ましい。授業で教科を教えるだけが教職員ではない。学校生活すべてで児童の生きる力を育むのが教職員であると考え。そして家庭では家庭教育を行い、児童の生きる力を育む。家庭教育と学校教育の両輪によって児童が健全に育成されていくのである。

「なんでも言ってね」という教職員の対応が加害児童と被害児童の関係性を歪め不満を募らせ、いじめ行為をエスカレートさせた。そして、いじめは被害児童もしくは周囲の児童から発信して来るだろうというスタンスの学校が行うアンケートはいじめを発見して解決するシステムになっていなかった。そして保護者アンケートが未提出だったことや学校と保護者の連携ができていないことで発見が遅れた。いじめ防止の対応は道徳の授業で完了しているという認識でその後の再教育や日常の対応が効果的に行わなかったために学級の児童に対していじめの理解や道徳心を育てる事ができなかった。その結果、いじめは止められず、学校は発見もできなかった。

これが本事例のいじめ発生及び発見が遅れたメカニズムであると推測する。

(3) 学級の問題を学校の問題として解決できなかった理由

いじめ発生と発見が遅れたメカニズム、状況については考察したが、なぜそうってしまったのかをさらに掘り下げていく。

本事案において、担任は教員経験が全くない初任者である。初任者の教員には、初任者指導者が学校に配置されている。該当学校には担任以外にも初任者がおり、初任者指導者から指導を受けていた。本事案においても初任者指導者は、いじめの対応について該当学級の担任に指導したという記録がある。初任者指導は、クラスの現状について担任から聞いた情報を踏まえて、指導者が豊富な経験から担任に必要な指導を行うものである。

しかし、ここに大きな落とし穴がある。つまり「担任がいじめの可能性に気づかず、また児童の関係性を正確に捉える事ができていない場合は、指導者に学級の児童の正確な情報を伝えることがないため、指導者はそもそも学級の問題（例えばいじめ）について相談されることがない。そのため、改善に向けた適切な初任者指導が行われることがない」という構造である。これは該当学校だけの問題ではない。もちろん、初任者指導者が直接クラスに赴き、人間関係を観察することは行っている。しかし、いじめは第三者がいるときには起きにくいことは容易に予想できる。日常的に関わる教職員がいじめを発見できなかった場合、初任者指導者もまたいじめを発見することが難しいということである。これが本事案において初任者指導が効果的に発揮されなかった最大の理由であると推測される。

次に、教頭・校長等の管理職、学年主任など上司のサポートが効果的に行われなかったのかという疑問について考察してみたい。

これまで述べてきたとおり、1月27日にAとA保護者が学校にいじめの情報を発信するまで、学校側から学級の児童に対して特別な対応をしていない。理由はいじめの早期発見や防止のため

に積極的に関わろうという視点が不足していたからであることはこれまでに述べたとおりである。

該当学校のいじめ防止基本方針によれば、いじめ防止等を実効的に行うため、生徒指導委員会を設置するとされている。構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、生徒指導部員、特別支援コーディネーター、養護教諭、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者（相談員、SC、SSW等）となっており、月1の定例会とし、6月・11月をいじめ防止のための会議、いじめ事案発生時は緊急開催と書かれている。

本事案においては保護者からの訴えを受けて「いじめの可能性はある」と学校が判断したのはマスクと水筒の紛失の件が最初である。それらの訴えがあった直後の9月の生徒指導委員会で、担任から「いじめの可能性のある事例」として報告したと複数の教職員からの聞き取りにはあったが、生徒指導委員会の記録には残っていない。1月27日のいじめの訴えがあった後の2月の記録にも残っていない。学校のいじめ事例をまとめた別紙の記録には1月にAについての記述があり、これが学校として最初に公的に記録されたものである。記録上の不備が本事案には存在する。久喜市いじめの防止等のための基本的な方針によると、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織は「いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割」があると示されている。記録を残していないことはこの方針を守れていないことになる。

そもそも生徒指導委員会は月1回の定例会議とすることになっているが実際には令和4年度は7回の開催であった。また、生徒指導・教育相談委員会として開催しており、いじめに特化した委員会にはなっていない。

本事案ではいじめの可能性が出てきた8月の時点で緊急の会議を開き、いじめ対応を検討すべきである。一か月後の生徒指導委員会まで会議が行われなかったのは、「いじめに関する内規の不徹底」があったということだけでなく「いじめに関する重大性の認識不足」があったと考えざるを得ない。

学校の最重要目標の一つに「差別やいじめを許さない心の教育」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組むと書かれているが、それが十分に行われていないことが記録の分析からも導き出されている。いじめの可能性があると判断されたら、情報を収集し、担任だけでなく学校全体、教職員全員でいじめがあるのかないのかを複数の目で継続的に見ていく必要がある。本事案は管理職がリーダーシップを発揮し、学校組織として対応をしなかったことが直接的な原因であると考えられる。まずは管理職が「いじめを許さない」という意識を持ち、組織全体を効果的に解決へ向けて動けるように教職員に指導しなければならない。

ここまで考察してみると、児童の権利擁護の視点の不足に加え、いじめに関する「知識」と解決へ向けての「積極性」が不足していることがわかる。保護者が学校に不信感を感じるとすれば、この2点ではないかと推測される。

また、別の視点で述べておきたいのは該当学校では当時、管理職が連日長時間にわたる別の保護者対応に追われていたという記録があるという事である。複数の保護者の対応を担当や組織で対応せずに管理職が自ら昼夜を問わず対応していた。このため、体力気力ともに疲弊し、正常な判断ができない状態になっていた可能性が否定できない。そして物理的に時間を取られており、学校全体の問題やいじめの芽のようなトラブルに十分に目を向けることができなくなっていたと考えられる。

ここで言いたいのは「だから仕方がない」「学校は一生懸命やったんだ」ということではない。むしろ逆である。管理職は学校全体の問題、教職員や児童の状況について情報を収集し、組織的に対応していかなければならない。管理職自らが対応するのであれば、その他の業務に支障が出ないように仕事の調整、組織のマネジメントを行うべきである。それができなかったのであれば

管理職のリーダーシップが十分に発揮できていなかったということであり、本事案の大きな課題の一つであると考ええる。

なぜ長時間の保護者対応に追われていたのか。これについては明確な理由が存在する。校長や教職員への聞き取りによると「保護者の話に正対して対応する」のが校長の方針であったということである。正対とは真正面から相対すること・向き合うことである。現実的には「自分の意見を言わず、保護者の言葉に耳を傾け、十分に気持ちを受け止める」。それが当時の該当学校の管理職の方針である。

そうするとどうなるか。保護者が話したいと申し出たらいつでも何時間でも何回でも話を聴くことになる。そして、保護者が学校に意見を求めても学校としての意見を言わずに保護者の意見を尊重する姿勢を貫く。その結果、何時間話しても解決策が出されず、非効率な面談が繰り返される。保護者は話を聞いてもらっているが解決に結びつく話し合いになっておらず学校としての意見が出てこないことで不満を感じる。学校は保護者に寄り添っているはずなのに、保護者と心が離れていく。

保護者から学校への相談、要望、苦情などは、保護者の話を聴いているだけでは解決にならない。PDCA サイクル、つまり、解決のための計画を立て、実行し、効果を評価し、改善計画を立てて解決するまで工夫していく必要がある。本事案において該当学校にはその工夫が十分に行われていないと考えられる。

つまり、学校の「問題解決能力」が十分に発揮されていない可能性がある。学校は教育の場であり、児童の健全育成の場である。保護者の気持ちに寄り添う場ではない。保護者に寄り添う姿勢は必要なことではあるが、寄り添う内容、寄り添う時間、寄り添う場所は限定的でなければならない。管理職はいつでも冷静に、柔軟に、余裕を持って学校全体の問題解決にあたらなければならない。それができていなかったと考えられる。

以上が学校が組織的に対応できなかった原因であると推測される。

(4) 謝罪の場の設定をうまくできなかった理由

被害児童の保護者と加害児童の保護者それぞれに寄り添う対応を行っているが、そこに学校としての方針や解決のためのメソッドはないということはこれまでに述べてきたとおりである。そのため、それぞれの保護者の言うことを学校はただ聴くだけになってしまっていた。被害児童の保護者から加害児童の保護者、加害児童の保護者から被害児童の保護者へ、伝書鳩のような情報伝達の役割を学校が行う状態になっていたと推測される。

保護者に寄り添うという姿勢は、相手が一人であれば成り立つが、被害者と加害者のように相反する立場の人間が同時に存在する場合はうまく機能しない。どちらかに寄り添えば、どちらかに反対する立場になるからである。そこに矛盾が存在する。結局のところ、どちらの家庭に対しても不誠実な対応になってしまう。

寄り添う姿勢というのは、実は最も楽な解決策である。相手に選択権、決定権を与えて自分は意見を言わないということは自ら考えることを放棄し、解決する方法を相手に委ね、相手に責任を押し付け、相手に服従するのと紙一重であるからである。例えばカウンセラーはクライアントに寄り添う姿勢でカウンセリングを行う。しかし、それは相手に寄り添うというだけでなくたくさんの知識や高度な技術に裏付けられた「技」が一緒に行われることで、クライアントの利益になるような効果を生んでいる。

専門家の見様見真似の「寄り添い」や「カウンセリングマインド」は相手に良い影響を与えることは少ない。カウンセリングマインドを教育の場に持ち込んだことは間違っていないが、あ

くまで「寄り添い」は姿勢であり、「策」や「技」は別にある。

例えば医者には患者に寄り添う姿勢が必要であろう。しかし、適切な医療技術を持って医療行為を行い、病気や怪我を治療する。教育も同じである。児童や保護者に寄り添いながら、十分な知識と経験に裏付けられた教育を行うことで、児童の育成を行っていくべきなのである。

被害者の感情を考え、加害者からの謝罪の場を設定することは時に必要な場合もあるが、行うのであれば被害児童と加害児童に十分に配慮した上での環境設定や進行を学校が行う必要がある。本事案では児童の利益を中心とした考えでの謝罪の場になっていなかったことは間違いない。

(5) 加害者の児童及び保護者への関わり不足について

いじめ防止等のための基本的な方針には加害者の保護者について以下のように書かれている。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

謝罪の場の設定については上記で述べたとおりだが、加害児童の保護者に十分に説明ができておらず、理解や納得も得られていない状態で謝罪の場が設定された。そしてその後も加害児童の保護者に十分な説明や助言が学校から行われたという記録はない。また、加害児童への特別な対応も見受けられない。学校のいじめ対策は子どもの教育の一環であるという認識が不足していると思われる。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

同じく、いじめ防止等のための基本的な方針には、いじめが起きた集団について以下のように書かれている。

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

調査の段階で該当学級の児童は「いじめにあたる行為を認識していたが、その行為がいじめである」と認識していなかった。いじめは絶対に許さない行為であるという認識を強く持てるようなクラスにしていくよう努力すべきであるが、それも効果的に行われているとは言えない。

(7) 教育委員会の介入が効果的に行われなかった理由

教育委員会の課題についても考察する。教育委員会も基本的には学校と同じである。保護者に寄り添うという姿勢で対応したため、いじめ解決のための策を学校とともに行うことができなかった。そして、被害者の児童が学校に復帰できることを一番の目的に掲げて動いていたということが、問題の解決に直結しなかった原因であると思われる。

いじめ被害者が学校に登校するためには、学校が安心できる場になり、いじめが再び繰り返されることのないよう学校全体で対応できる問題解決能力の発揮が絶対条件である。しかし、学校の問題を十分に検討せず、加害児童だけでなく傍観者となった学級の児童を含めて教育や指導、支援を行うことなく、被害者の児童に登校させることに教育委員会はエネルギーを注いってしまったような印象を受ける。いじめの解決は謝罪ではないとすでに述べたが、いじめの解決は不登校

状態の解消でもない。学校が変わらなければいじめの解決にならない。

本事案では教育委員会の指導主事がAやA保護者に頻繁に会いにいき、話をしている。結果的にAは登校することができるようになったが、そもそもそれは教育委員会職員のする仕事ではない。久喜市いじめの防止等のための基本的な方針によると、いじめの防止等のために久喜市又は久喜市教育委員会が実施する取組の中で「学校への支援」として以下が示されている。

ア 学校への支援

(ア) いじめ問題に対する教職員の指導力の向上

- ① 教職員の教育相談能力や資質向上に向けて研修等を実施する。
- ② 校内研修会において、いじめについて基本的な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解できるよう支援する。
- ③ いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道德教育の充実、アンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
- ④ 生徒指導上課題のある学校に対し、必要な指導や支援を行う。

(イ) いじめ問題に対する小・中学校教育相談員等の活動の充実

- ① 児童生徒や保護者への教育相談体制の充実を図る。
- ② 小・中学校教育相談員の活用を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について、関係機関との連携や家庭訪問などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。

(ウ) いじめの未然防止のための道德教育の充実 久喜市道德教育研究部会において、いじめの未然防止も含めた道德教育についての研究を推進する。

(エ) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消 いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、学校におけるいじめ・非行防止ネットワークの形成を支援する。

(オ) 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動の支援 児童生徒によるいじめ防止活動の成果を各学校に紹介し、情報提供を行う。

(カ) ネットいじめへの対応の推進 「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

つまり、教育委員会職員は直接的に保護者や児童に関わるのではなく、学校への適切な指導を行うべきであったということである。なぜいじめが行われたのか、なぜ発見できなかったのか、なぜその後の対応がうまくいっていないのかを調査委員が調査をする前に学校と共に原因を追求し、分析し、解決のために教育委員会が学校を指導していくことが必要だったのではないかと思われる。

また、学校主体で解決すべき問題に教育委員会が入り込み、教育委員会が主体であるかのような関わりを行ってしまったことも問題である。教育委員会が入ったことで学校は一步引くような姿勢になってしまったような印象を受ける。ただし、本事案では教育委員会が介入しなければいじめ解決に向けて動きにくい状態であったことから、教育委員会主体で動いたことを否定してはならない。それとは別問題として学校への指導をもっとするべきであったという主張である。

(8) 調査報告の進め方における課題

本事例ではA保護者の意見を十分に汲み取った調査が当初行われていなかった。その理由について掘り下げていく。

まず、いじめの調査自体は該当学校職員により行われており、その調査結果をその都度A保護者に伝えていたことは記述のとおりである。不登校重大事案になり、本格的な外部調査が開始さ

れるにあたり、本事案における該当学校の課題や今後の改善案を浮き彫りにすることが求められた。

外部委員が参加する本調査委員会は令和5年3月に第1回が、5月に第2回が行われた。第1回では訴えがあった内容について一つひとつがいじめに該当するのかを検討して「いじめの認定を行うこと」を調査の主軸に置き、調査委員によるいじめ再発防止のための提言を載せるという形で報告書がまとめられた。この調査報告については教育委員会職員と校長により被害児童と加害児童の保護者全員に対して個別に行われた。その際、被害児童の保護者であるA保護者から「学校や教育委員会の対応が時系列で示されていない」「対応の課題に関しても具体的な言及がほとんどない」「課題を明らかにするべき」という指摘を受けている。

その後、教育委員会は第三者である調査委員がA保護者と直接面談を行うべきという結論に達し、4月に調査委員1名がA保護者と面談を行った。面談を行った調査委員からは「教育委員会や学校から聞きとって認識していた保護者の想いは概ね同じであったが、細部の認識やニュアンスが異なり、その違いを調査報告に活かす必要がある」と報告を受けている。

5月に行われた第2回調査委員会では、該当学校と教育委員会の対応を時系列に記述し、その対応について考察と提言を載せるという形でまとめられたが、考察部分が十分に吟味されたとは言えなかったため、調査委員の中から「考察を加筆するために時間をかけてまとめるべきである」ことが提案された。

8月の第3回調査委員会では考察を大幅加筆したものの検討がなされ、そこで活発な議論がなされた。その際に委員から出された意見を踏まえて最終的に本調査報告書はまとめられている。

経緯は以上であるが、学校の対応に対する考察が不十分なままに調査報告書が一旦まとめられた理由については、大きく3つの理由が存在すると推測される。

1つ目は「調査報告書のまとめ方の優先順位の見極めを誤ったこと」である。いじめ防止対策推進法によるといじめの認定は調査委員会設置の目的の一つであると示されているが、それだけが目的ではない。むしろなぜいじめが起きてしまったのか、いじめが起きた後の学校の対応はどうだったのかを考察し、再発防止に役立てることが重要な目的とされている。最初の報告書はいじめ防止のための提言を書いているが、その根拠となる調査内容が十分に書かれているとは言えなかった。

2つ目は「調査報告書の早期完成を優先させたこと」である。本事例は年度末にいじめが明るみになりAが不登校の状態になっていたため、一刻も早い解決を目指すべきと該当学校も教育委員会も考えていたことが聞き取りから明らかになっている。3月末日（年度内）の解決を目指したため、十分に文書にまとめる時間が取れず、学校の対応の考察が不十分な内容となってしまったと考えられる。

繰り返しになるが、本事例の解決は、不登校の解消でも、被害者の謝罪でも、調査報告書の完成でもない。十分に本事案を検討し、分析し、再発防止の策を該当学校が投じることにより、被害児童および該当学級の児童全てが安心して学校生活を送れるようにすることである。調査報告書をまとめることも、考察することも、膨大な時間がかかる。しかし、それが再発防止に必要というのであれば、年度を跨いだとしてもしっかりと行うべきである。

3つ目は「保護者への十分な説明不足」である。事前に教育委員会から被害児童の保護者および加害児童の保護者に対していじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、調査について以下の6点の説明が口頭および電話で行われた。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより該当箇所を抜粋

- 1 調査の目的・目標
- 2 調査主体（組織の構成、人選）
- 3 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 4 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）
調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- 5 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- 6 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

このようなデリケートな内容については口頭で行うのではなく、文書を用意して丁寧に説明し、一つひとつに対して保護者の意見を聞き取り、双方の納得の上で取り決める必要がある。説明を怠ったわけではないが、それぞれの保護者に調査委員会の説明が不十分であった可能性がある。保護者への説明が不十分であったということは、それぞれの保護者の想いを汲み取ることも不足していた可能性につながる。それが学校の対応の考察が不十分なまま調査報告書の完成を急いでしまう事につながったと推測する。

今回の調査報告はこれらの問題点を改善すべく、時間をかけてまとめられた。

(9) 全体を通しての考察（調査委員によるまとめ）

本調査委員会の目的は、本事例のいじめ問題に関して、犯罪を見つけそれを罰するというものではない。本学校の児童は、これから様々な人間関係のトラブルを経験していくことになるだろう。それを一つ一つ乗り越えていくためには、人を傷つけてはいけないという道徳心と共に、危機回避能力や自己防衛能力そして問題解決能力を身につけていかなければならない。それを養い支えていくのが、学校・教育委員会・保護者そして子ども達に関わる全ての大人達の責務である。

今回のいじめ問題は、それが十分に機能していなかったために生じた事案である。本報告書は、その原因を詳細に分析し、同じような不幸な事例を繰り返さないことを目的として作成した。本調査報告書は学校のいじめの対応を調査した報告ではあるが、誰かが悪いということを言いたいわけではない。

教職員がAのために「何かあったら言ってね」と言ったことで学級内にいじめの構造を作り出してしまったことも、学校が校長を中心に保護者に寄り添う姿勢で対応したことで問題解決から遠ざかってしまったことも、不登校状態の解消を最優先して対応したことで調査報告書の作成が遅れたことも、学校や教育委員会が児童や保護者のために行動した結果である。学校や教育委員会に児童を想う心がなかったわけではないが、いじめに関する必要な知識や認識が不足していたことや学校組織として法令等の遵守ができていなかったことが引き起こした事案であることは間違いない。いじめ事案の解決に「児童を想う心」は必要であるが、それだけでは何の解決にもならない。いじめを解決するための具体的なスキルが学校には必要不可欠である。

また、それぞれの認識の食い違いをすり合わせるができなかったことが問題を大きくした原因なのではないかと考えると、もっと加害者・被害者・学校が効果的に対話をしていれば早期解決が可能だったのではないかと推測される。そして対話を効果的に行うためには校長を中心とした学校の組織的な取り組みが必要である。本事案では学校がいじめ解決を行う組織として十分に機能していたとは言えず、いじめの解決を効果的に行えていなかった。当時、Aは学校に行こうとすると蕁麻疹が出たり全身に痒みが出たりするなどの身体症状、また涙が出るなどの症状が出るほどに精神的に苦痛を感じていた。その状況を作ってしまった周囲の大人の関わり、特に学校はいじめの再発防止に向けて積極的に改善していくことを強く望みたい。

しかし、学校だけの対応には限界がある。学校の教職員だけで学校の問題を解決していくという「常識」を捨て、第三者機関に保護者対応のサポートをしてもらう等の現実的な対策も今後は

必要になってくるのではないかと考えられる。なぜなら、学校が解決することが大切なのではなく、あくまでも児童の意見の尊重、最善の利益、そして保護者の方が子育てに夢を持ち子育てに伴う喜びを実感できるようになることが大切だからである。

そのために学校が中心となって、保護者、地域住民、医療機関、学校以外の教育機関、教育委員会、社会福祉等の行政サービス等とうまく連携しながら包括的に児童を育てていく環境を整えていくことが、いじめの予防、解決をするために重要であると考え。もちろん、学校ができることは最大限に行った上での話である。

対話をあきらめずに歩み寄り、自分も相手も尊重しながら具体的に児童にとってより良い方向性を探っていくことがいじめの解決に必要であると、最後に調査委員のまとめをして述べておく。対話をあきらめずに歩み寄る大人たちの姿を子ども達に見せていくこと。それが何よりいじめの再発を防止していく教育になるのではないだろうか。

この調査報告書が該当学校はいじめ対策の改善だけでなく、この文章を読んだ一人ひとりにとって「児童の最善の利益」のために自分たちが何をすべきかを考えるきっかけになり、全ての児童に対して家庭教育と学校教育が協同的に展開されていくことを願っている。

7 再発防止のための提言（外部調査委員より）

以上の考察を踏まえ、外部調査委員として、いじめ再発防止のために学校及び教育委員会に対して以下の提言を行う。

(1) いじめに対する教職員の意識改革（児童の権利擁護の視点）

- ・「児童の最善の利益」を軸に置きたいじめ対応の徹底
- ・児童を被害者にも加害者にも傍観者にもしないための学級運営方針
- ・児童が被害者、加害者、傍観者になった場合の対応のマニュアル作成
- ・被害児童および加害児童の保護者それぞれへの対応のマニュアル作成

(2) いじめ防止基本方針の改訂（共通認識の視点）

- ・本調査内容を踏まえたいじめ対策の再検討および方針の改訂

(3) いじめが発生しにくい学級作り（予防の視点）

- ・いじめ防止に効果的な道德教育を含めた教育活動の充実
- ・トラブルやいじめが起きにくい安心安全の教育環境の設定
- ・児童の関係性を踏まえた生徒指導と教育相談の展開

(4) いじめを発見するためのシステム作り（早期発見の視点）

- ・「いじめ発見」のための児童および保護者のアンケート調査の内容の改善
- ・被害児童や保護者からの発信を待たずに教職員がいじめを発見する力の育成
- ・アンケートや教育相談の情報からいじめを発見するための会議等の運営

(5) いじめ発生後における解決のためのシステム作り（組織解決の視点）

- ・いじめ発生直後から解決までの具体的なマニュアルの作成
- ・PDCA サイクル（計画→実行→評価→改善）による問題解決の改善
- ・記録としてではなくいじめ解決のための情報共有と職員間情報共有方法の確立
- ・学校だけで対応せず第三者機関を入れて保護者との対話を進めるシステムの構築

(6) 児童の問題解決能力の向上（児童への教育改革の視点）

- ・「主体的・対話的で深い学び」による授業改善
- ・掃除や給食などの生活や行事を通した道德心や自己コントロール力の育成

- ・教職員に解決してもらおうのではなく、自分自身で問題を解決できる力の育成

(7) 教職員の問題解決能力の向上（教職員の資質向上の視点）

- ・児童や保護者に「寄り添い」ながら具体的に「解決」する管理職の姿勢の徹底
- ・効果的な初任者指導や教職員資質向上のための研修の充実

(8) 教育委員会による学校への指導の強化（指導監査の視点）

- ・各学校へのいじめ対策推進法等の関連法規の周知徹底といじめ対策研修の充実
- ・各学校のいじめ対応が適切に行われているかのチェック項目の作成と監査
- ・外部有識者や教育委員会所属のSSWや心理専門員等による助言や巡回

第3章 今後のいじめ対策に関する学校長所見

調査委員会からの提言を受けて、学校の取り組みを以下のように充実させ、いじめが起きないような学校経営を推進していく所存である。

(1) 児童自ら考え、自己解決能力を育成する学習・学級経営への転換

- ①人権教育、キャリア教育、情報モラル教育等も含め、全教科・領域を通して、多様性を認め、他者の考えを尊重してWell-beingを高める教育活動を基盤とする。
- ②個別最適化・協働的な学びを推進し、児童が自ら考え、一人でまたは任意の友達と課題を解決していく児童主体の学習を推進する。「自ら学ぶ・共に学ぶ」学校は楽しいところだと思えるような授業を日々行うことが、いじめ防止・不登校をなくす基盤となることを肝に銘じる。
- ③学習だけでなく、生活の中での課題についても、教師は伴走者となり児童が自ら考えるようにし、自己解決能力を育む。学級の中で、辛い思いをしている児童がいた場合、傍観するのではなく、共感したり、支援したりできる人間関係を構築する。

(2) 児童の気持ちに寄り添い、気になる状況への迅速かつ組織的に対応できる教職員組織の育成

- ①「いじめ防止のための基本方針」を学期ごとに見直し、教職員の意識を高め、適切に機能しているか、PDCAサイクルで検証を行う。
- ②いじめ早期発見のために、月に1回、児童に「学校生活アンケート」をフォームで実施し、気になる事項については即時（遅くとも1週間以内）に対応し、生徒指導委員会で情報共有を図り、対応する。アンケートのみならず、日々の子供たちの会話や雰囲気からいじめを察知する感性を高める研修を実施する。
- ③いじめが発見された場合には、速やかに、被害児童のケア、加害児童生徒指導、両者の関係修復等を組織的に指導する。

(3) 学校の取組の発信と保護者の考えを受容する双方向的な関係の構築

- ①「児童や保護者に対応する学校の方針」を学校だより等で、家庭や地域に周知する。またHPのブログで毎日、学校の様子を公開する。
- ②保護者にも「学校生活アンケート」を学期ごとに実施し、気になる事項については即時（遅くとも1週間以内）に対応し、生徒指導委員会で情報共有を図り、対応する。
- ③有事の際は速やかに、また月に1回の教育相談日（希望、声かけ）や年に1回の個人面談（全員）を活用し、保護者と丁寧な面談を行う。

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるものであるもので、決して許されるものではない。一方、いじめは誰にでも起こりうるものだという危機意識を待たなければならない。

学校は、そこで過ごす全ての人の人権を尊重し、それぞれの個性や考えを認め、協働して楽しく前向きに生活できる場であるべきと考える。そのために、教職員と保護者が連携を図り、児童

の最善の利益のために、教育活動を推進していく覚悟である。